

令和7年度 鴨川市いじめ問題対策調査会

令和8年2月4日(水)

午後2時より

鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 蒔苗 茂 教育長

3 各委員の紹介

4 鴨川市いじめ問題対策調査会について(説明:事務局)

5 議 事

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告(事務局より)

(2) 鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について(事務局より)

(3) その他

6 諸連絡

7 閉会

令和6年度・令和7年度
鴨川市いじめ問題対策調査会 委員名簿

	分 野	氏 名
1	医 療	黒野 隆
2	心 理	奈良 和子
3	福 祉	石塚 則子
4	福 祉	上野 ひろ子
5	医 療 教 育	志村 千鶴子

1 概要について（詳細は別紙資料参照）

2 報告について（詳細は別紙資料参照）

3 質疑について

(1) 警察や児童相談所では、名前を検索すると当該者の記録が一覧できるデータベースを使っているが、学校では生徒のデータをデータベース化しているのか。

- ・教職員が使用する校務支援システムの機能「気づき」を使用し、生徒単位で情報を集約・表示できるシステムを使用している学校がある。
- ・その他では、エクセルデータを教職員間で共有し、記録してまとめ、生徒指導会議で整理し共有している。
- ・保護者との電話内容もすべて入力し、対応内容を可視化している。

【課題】各校で記録方法が統一されておらず、各校独自の記録方法と校務支援システムを使用している学校がある。また、入力するまでの操作に時間がかかるために、教職員の入力負担が大きい。

【今後の対応】校務支援システム「気づき」を全校で利用する。

(2) 昨年の会議で国と市のいじめの認定基準の文言に差があり、認定基準が曖昧であったが、その後の改善はなされたのか。現場に認定のしづらさはないのか。

- ・昨年度の会議を受け、今年度当初にいじめの認定基準を市内で統一。積極的にいじめを認知できるようにし、さらに国の調査の文言に近づけることで毎年の調査にも回答しやすいようにした。

【課題】いじめの多様化により、いじめの様態として調査と合わない項目も出てきている。そのため、国の調査への回答に時間がかかり、教職員の負担が大きい。

【今後の対応】いじめの項目の追加など、教育委員会が、生徒指導会議で意見を求め、現場の声を広く取り入れ改善していく体制を作る。

(3) 各校のいじめへの取組に「道徳」が含まれているが、どのような指導がなされているのか。

- ・年で 35 時間の枠内で、人権や他者理解などの価値項目に分けられた内容を扱っている。教科書も統一され、各校で時間をしっかりと確保し、必ず実施している。

(4) 国・県・市ではネット上でのいじめが多く報告されているとあるが、どのように発見されているのか。

- ・小学校では、仲間からの申告が多い。また、保護者の関心も高く、子どもの Line など SNS のチェックから発覚するケースが多い。
- ・中学校では、本人・友人からの申告が主な発見契機で、学校外活動中の SNS 投稿からの発覚事例も存在する。

- ・警察のサイバーパトロールでの発覚事例もある。
- ・学級担任が児童生徒の話の中から発覚する事例がほとんどなので、日々のコミュニケーションも大切。

【課題】 スマートフォン・携帯の問題は基本的に家庭のトラブル扱いでありつつも、学校で子どもの指導を行う負荷が大きい現状がある。

【今後の対応】 児童生徒への授業内での指導、情報モラル教室、各校での保護者会の中での周知などを継続していく。また、連絡アプリを使っての情報発信を積極的に行っていく。

4 助言について

(1) 千葉地方法務局館山支局より

- ・人権擁護期間の取組は、子供人権 110 番 (0120-007-110) で子供の相談がある時にかければ、千葉の方へかかるようになっており、人権相談員や法務局職員が相談に応じている。相談は、不登校の家庭が多い傾向にある。
(相談時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
- ・子ども人権 SOS ミニレターは、平成 18 年から取組を進めており、毎年 5 月下旬に小中学校に配付し、児童生徒の悩み事や相談事の対応にあたっている。相談がきたら、返信するような形をとっている。手紙の内容は、前提として秘密にしているが、いじめ等の早急に対応が必要な場合は、学校に情報提供をする。
- ・児童生徒に人権問題を考えてもらうために、人権擁護委員が中心となって、人権教室を実施している。今年度は 6 校で実施した。また、全国中学生人権作文コンテストや千葉県子ども人権ポスター原画コンテストを実施している。今後もこれらの活動を通して、児童生徒が人権について考えるきっかけを作っていきたい。
- ・いじめの早期発見は学校だけでなく、地域・行政の一体的取り組みが必要。学校や家庭に相談しづらい場合の受け皿として、法務局の窓口活用を促したい。
- ・発覚時には学校と連携して対応し、学校との連携の上で具体的対応に当たりたい。

(2) 君津児童相談所より

- ・児童相談所が抱える案件は増加している。特にネグレクト・身体的心理的虐待が大きい。
- ・鴨川市では、未就学児 14 件、小学生 15 件、中学生 10 件、高校生 2 件と幅広く分布している。特に発達特性の強い児童への対応に苦慮し、身体的虐待に発展するケース、シングル保護者による養育困難のケースが多い。
- ・学校側の連携が丁寧で、正確な情報共有・介入協力が得られている。子ども支援課も積極的に動き学校・行政・児相との連携が円滑で、安全確保が迅速である。
- ・担当職員が「1 人で抱え込まない体制」があり、保護者との連携等で管理職のバックアップも機能している。
- ・ソーシャルスキルトレーニングの導入はとても評価できる。

(3) 鴨川警察署より

- ・地域、学校、警察が一体となっていじめの未然防止と発生時の対応を行うことができるため、不安があれば生活安全課で事前に相談をしてほしい。
- ・現在市内中学校でスクールサポーター（警察 OB）の派遣により、学校現場で助言・補助をしている。また「ネット安全教室」の提供可能である。積極的な連携をしたい。

(4) 子ども支援課より

- ・ いじめには家庭要因が大きく関連している。家庭要因の兆候を把握したら子ども家庭センターへの早期相談をしてほしい。家庭要因の早期把握と共同支援を継続していきたい。学校と子ども家庭センターの共同ケース会議の設定も積極的に行いたい。
- ・ 児童・保護者の自己肯定感を高める学校・地域プログラムを検討したい。

(5) 家庭教育指導員より

- ・ 相談の中で、学校と警察の連携が保護者に安心感を与える事例があった。連携の中でいじめの悪化防止が可能である。
- ・ SNS や AI の使い方などの最新情報を教職員で共有し、児童生徒、保護者へ適切に伝える必要がある。
- ・ 児童生徒を支えるため、今後も各機関の連携が必要である。

(6) 市小中校長会より

- ・ 本市は行政、関係機関の支えにより学校だけでは対処しきれない課題への連携がしっかりと機能している。学校は人員の制約があり、それぞれの職員が複数事案を同時並行で抱えているため、解決のために連携の継続が必要不可欠である。
- ・ 学校内での記録を一元化するデータベース化の必要性を認識した。
- ・ 市の方々を含めた関係機関の助言や指導、貴重な話があった。各学校で会議の内容の紹介をし、今後に向けて新しい取組を進めてほしい。

いじめ調査

令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

※本調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査です。

(1) 認知件数、解消率及びアンケート調査実施率

	令和6年度	令和5年度	増減
全国	769,022	732,568	+36,454
千葉県	54,724	54,455	+269
鴨川市	192	208	-16

千葉県のいじめの認知件数は、中学校、高等学校及び特別支援学校の全ての校種において増加した。いじめの態様については、全ての校種で、「冷やかしやからかい、悪口」が最も多く、約57%となっている。2番目に多いのは、小・中学校共に「軽くぶつかられる、叩かれる等」であった。3番目に多いのは、小学校は「いやなことや恥ずかしいことをさせられる」で中学校は「仲間はずれ、集団による無視」であった。鴨川市もいじめの態様については、同様な傾向であった。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(3) いじめ重大事態の校種別発生件数

校種	6年度					5年度					増減				
	小	中	高	特	計	小	中	高	特	計	小	中	高	特	計
全国	586	543	263	13	1405	548	491	259	8	1306	+38	+52	+4	+5	+99
千葉県公立	22	12	18	0	52	33	30	38	1	102	-11	-18	-20	-1	-50

令和6年度の全国いじめ重大事態の校種別発生件数については、小学校が586件、中学校が543件発生している。令和5年度は小学校が548件で38件の増加、中学校が491件で52件の増加であった。また、千葉県の重大事態の校種別発生件数は、小学校が22件（前年度33件で11件減少）、中学校が12件（前年度30件で18件増加）という結果で全国は増加傾向にある一方で、千葉県は減少傾向にある。

※いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため

の調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(4) いじめが解消している状態

- (ア) いじめに係る行為が3ヶ月（目安）止んでいる
- (イ) 当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面接等により確認）
「国のいじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）より

(5) 対策等

- (ア) いじめ防止基本方針及び各学校の基本方針による取組や対応策の推進。
- (イ) 教職員向けいじめ防止啓発資料リーフレットの作成・配付、研修で活用。
- (ウ) 道徳教育の充実及び「SOSの出し方教育」などにより、いじめの抑止及び相談に向けた取組の推進。
- (エ) 児童生徒へのアンケート調査や個人面談等、いじめ発見のための取組の充実。
- (オ) スクールカウンセラー、スクールロイヤー制度等を活用した教育相談体制の充実。
SNSを活用した相談事業「そっと悩みを相談してね 中高生「SNS相談@ちば」」の実施等による相談機関、相談機会の周知。
- (カ) いじめ防止啓発カード及びいじめ防止啓発リーフレットの活用。
- (キ) こども家庭庁発行「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」及び「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」による研修
- (ク) 市として指導主事の生徒指導会議参加、いじめ・体罰調査を毎学期実施。
- (ケ) 市主催の生徒指導担当者会議を年3回開催し、情報交換、関係機関との連絡・連携を行う。

いじめ防止等のための対策の評価及び検証

鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- 1 組織の設置について（詳細は資料参照）：資料A12 ページ
- 2 各種施策（詳細は資料参照）：資料A12～13 ページ
 - (1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実
 - ・スクールカウンセラーの配置等について、県教委へ要望
 - ・相談体制の強化。学校を中心に各種機関とのネットワークづくりの援助
 - (2) いじめの防止及び早期発見
 - ア 全ての学校を訪問し、いじめの防止及び早期発見のための手立てが適切に講じられているか等について、書類点検を通して把握し、指導助言を行う。
 - イ 各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会へ指導主事が参加する。（全ての学校を訪問する、指導・助言を行う）
 - ウ 情報交換および研修の場の確保として、年2回以上の生徒指導担当者会議（市教委主催）を実施する
 - エ 学期に1回以上のいじめ調査を実施し、市内各校におけるいじめの状況を把握するとともに状況に応じて、学校への指導・助言を行う。
 - オ 欠席児童生徒に対する月例報告を実施することで、不登校児童生徒を正確に把握し、学校への指導・助言を行う。
 - カ 各校の相談体制を支援するとともに、相談機関等についての周知を学校を通じて行う。
 - キ 市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。
 - (3) 人材の確保及び資質の向上
 - ・教職員の研修は、各校での実施を義務づけるほか、前述の生徒指導担当者会議（市教委主催）にて、各校担当者を対象とした研修を実施する。
 - (4) 啓発
 - ・「いじめ防止月間（4月）」については、「広報かもがわ」に記事を掲載し、市民に向けても広く呼びかける。また、各学校では、学校だより等を通じて、保護者への啓発活動を行う。
 - (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策
 - ・関係機関等と連携して資料を配付する。また、各学校に対しては、計画的・継続的な情報モラル教育が実施されるよう、指導・援助する。
 - (6) 調査研究（別紙資料）：資料A13 ページ
 - (7) 財政措置（別紙資料）：資料A13 ページ

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

- ・各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会、学期に1回以上のいじめ調査を実施し、市内各校におけるいじめの状況を把握するとともに状況に応じて、学校への聞き取り調査・指導・助言を行っている。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめにより苦しんでいる児童生徒を救うために、どんな支援が必要なのかを吟味するため、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言を行っている。

市立学校が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

- ・各校で策定したいじめ防止基本方針は、各校のホームページやPTA総会で公開している。また、学校評価のアンケート項目に位置付け、その評価結果を踏まえた改善に努めている。

2 組織の設置

- ・学校は、校長、教頭、生徒指導主任、学年所属職員、教育相談担当職員、養護教諭、関係職員、スクールカウンセラーを中心に校内生徒指導委員会、校内いじめ防止対策委員会を設置し、学級担任等一人の職員でいじめ問題を抱え込まないように情報の集約と共有化を図っている。
- ・生徒指導委員会の頻度（生徒指導情報交換会を含む）
小学校：月1回（東条小は学期に1回の実施でその他週1回の職員打合せで情報共有）
（長狭小は長狭中と一緒に週1回）
中学校：週1回または月2回（鴨川中、長狭中は週1回。安房東中は月2回）

3 各種施策

(1) いじめの防止

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。児童生徒会主体による全校集会や館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室の開催や人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を促している。
- ・情報モラル教室（SNS）：講師は南房総教育事務所から派遣または人権擁護委員
小学校：5・6年生を中心に実施
中学校：中学1年生または中学2年生に実施
- ・SOSの出し方教育：市内全小中学校で実施
実施の仕方：タブレットを使用したり、県教委からの手紙を配付したりしながら行っている。

(2) いじめの早期発見

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組んでいる。
- ・ いじめアンケート実施回数
9校が年間3回（主に1学期に1回実施）東条小は年間5回実施
各小中学校において、アンケートの筆跡からも児童生徒が悩みながら書いた等、感情が読み取れるかもしれないということであえて、デジタルではなく紙でのアンケートを実施。
- ・ 別紙資料を送付（本冊11ページ）各学校に毎学期のいじめアンケート送付の際各学校には、問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査のいじめの態様と整合性がとれるように報告を依頼した。
- ・ 年度当初の生徒指導会議で認知の仕方に関して統一し、1月16日の鴨川市いじめ問題対策連絡協議会で各学校の認知の仕方についてやりづらさがないか確認した。
- ・ 教育相談実施回数
年間2回：東条小、長狭小、天津小湊小
年間3回：江見小、鴨川小、西条小、田原小、鴨川中、長狭中、安房東中
実施方法：1学期は学級担任、2学期以降は担任または希望する職員が相談を受けている。
- ・ スクールカウンセラー面接（小学校：月2回勤務、中学校：毎週1回勤務）
全員面接：6校（江見小、鴨川小、田原小、長狭小、長狭中、安房東中）
希望面接：4校（東条小、西条小、天津小湊小、鴨川中）
- ・ 相談箱の設置の有無：市内全小中学校で設置済

(3) いじめへの対応

- ・ いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を最優先に保護し、状態に応じた継続的な指導・支援を行う。また、加害児童生徒に対しても、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導している。

(4) いじめの解消とは（別紙資料）：資料A16ページ

(5) いじめが起きた集団への働きかけ（別紙資料）：資料A16ページ

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- ・ 千葉県の「ネットパトロール事業」等から情報を得るなど、早期発見、早期対応に努めている。本年度の県から報告はゼロである。

保護者が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- ・ 各校で策定したいじめ防止基本方針は、PTA総会や各校のホームページで公開され、毎年PTA総会資料において確認されている。また、各学校評価アンケートに協力し、

その評価結果を受け、学校と共に改善に努めている。

市民が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- ・学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守り活動（学校支援ボランティア）を行っている。

重大事態について

- ・重大事態への対処（別紙資料）：資料A17 ページ

令和7年度

鴨川市いじめ問題対策調査会

【資料A】

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 鴨川市いじめ防止対策推進条例 | P 1 ~ 5 |
| 2 | 鴨川市いじめ問題対策調査会規則 | P 6 |
| 3 | 鴨川市いじめ防止基本方針 | P 7 ~ 19 |
| 4 | 鴨川市いじめ防止基本方針概要版 | P 20 ~ 23 |

○鴨川市いじめ防止対策推進条例

平成28年3月24日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)及び千葉県いじめ防止対策推進条例(平成26年千葉県条例第31号)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにし、及び市の施策に関する基本的な事項を定め、並びにいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (5) 市立学校 鴨川市立小学校設置条例(平成17年鴨川市条例第75号)第2条に規定する小学校及び鴨川市立中学校設置条例(平成17年鴨川市条例第76号)第2条に規定する中学校をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童等を現に監護する者をいう。
- (7) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、関係機関と連携して、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(学校の設置者の役割)

第6条 学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

- 2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守りを行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると思料する場合には、市、学校その他の関係機関に情報を提供するよう努めるものとする。

(市立学校及びその教職員の役割)

第9条 市立学校及びその教職員は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民及び関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校においていじめが発生した場合又はその疑いがある場合には、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

- 2 市立学校は、いじめの防止等に当たり、その教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。
- 3 市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として、本市の実情に応じ、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「市いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市は、市いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、法第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針(以下「国いじめ防止基本方針」という。)及び千葉県いじめ防止対策推進条例第11条第1項の規定により千葉県が定める県いじめ防止基本方針(以下「県いじめ防止基本方針」という。)を参酌するものとする。
- 3 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- (2) いじめの防止等のための対策に関する事項
- (3) いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項
- (4) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

4 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

5 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。
(市立学校いじめ防止基本方針)

第11条 市立学校は、法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針として、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(相談体制及び情報収集体制の充実)

第12条 市は、児童等、保護者、市立学校の教職員その他のいじめの防止等に関係する者が安心していじめに関する相談を行うことができる体制の充実を図るものとする。

2 市は、迅速かつ適切にいじめの防止等のための対策を実施するため、関係機関と相互に連携し、いじめに関する情報の収集を行うことができる体制の充実を図るものとする。

(いじめの防止及び早期発見)

第13条 市は、児童等が自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が相互に良好な関係を築くことができる取組その他いじめの防止のための対策を実施するものとする。

2 市は、いじめへの対処を迅速かつ適切に行うため、いじめの早期発見のための対策を実施するものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめへの対処が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 市立学校の教職員の資質の向上を図るための研修の実施
- (2) いじめへの対処に関し助言を行うための人材の確保及び市立学校の求めに応じた当該人材の派遣
- (3) その他いじめへの適切な対処に必要な施策

(啓発)

第15条 市は、いじめが児童等の心身の健全な成長に与える影響、いじめの防止の重要性、いじめに関する相談及び救済の制度等について、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施するものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

第16条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、関係機関と連携し、必要な教育及び啓発活動その他の施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(鴨川市いじめ問題対策連絡協議会)

第18条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、法第14条第1項の規定により、学校、鴨川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関により構成する、鴨川市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(鴨川市いじめ問題対策調査会)

第19条 いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会(以下「対策調査会」という。)を置く。

2 対策調査会は、次に掲げる事項を行う。

(1) いじめの防止等に関する調査研究

(2) 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

(3) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。)が市立学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

3 対策調査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、いじめの防止に関し専門的な知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 対策調査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

7 会長は、対策調査会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 対策調査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

10 対策調査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

11 対策調査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 前各項に定めるもののほか、対策調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(重大事態への対処等)

第20条 市は、重大事態が市立学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第5章に規定する重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止(以下「重大事態への対処等」という。)を迅速かつ適切に実施するものとする。

(市長の調査)

第21条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処等のために必要があると認めるときは、第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により、第19条第2項第3号の確認並びに調査及び審査の結果について調査を行うものとする。

(守秘義務)

第22条 いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(財政措置)

第23条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○鴨川市いじめ問題対策調査会規則

平成28年3月31日

教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市いじめ防止対策推進条例(平成28年鴨川市条例第2号。以下「条例」という。)第19条第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する鴨川市いじめ問題対策調査会(以下「対策調査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員が有すべき専門的な知識)

第2条 条例第19条第4項に規定する委員が有すべき専門的な知識は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識又は教育委員会が必要と認める知識とする。

(除斥)

第3条 対策調査会は、委員が条例第19条第2項第3号に掲げる確認並びに調査及び審査(以下「調査等」という。)の対象となった重大事態について人間関係又は利害関係を有する等当該調査等の公平性又は中立性が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該委員を当該調査等に参加させないものとする。

(庶務)

第4条 対策調査会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、対策調査会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鴨川市いじめ防止基本方針

平成28年10月
鴨川市・鴨川市教育委員会
(最終改定 平成31年3月)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るものであること、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識する必要がある、いじめを許さない人間関係づくりや集団づくりを通して、いじめの防止や早期発見、早期対応の対策を講ずることが大切です。

また、いじめを防止するためには、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者が一体となって課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し「いじめを許さない風土づくり」を進めていく必要があります。

そこで、市は、鴨川市いじめ防止対策推進条例（平成 28 年鴨川市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、鴨川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定します。

目次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	4
1 いじめの定義	4
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
3 市いじめ防止基本方針策定の目的	5
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
市が実施する対策	5
1 組織の設置	5
(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置	5
2 各種施策	5
(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実	5
(2) いじめの防止及び早期発見	5
(3) 人材の確保及び資質の向上	6
(4) 啓発	6
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	6
(6) 調査研究	6
(7) 財政措置	6
3 いじめへの対応	6
(1) いじめに対する措置	6
(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応	6
市立学校が実施する対策	7
1 市立学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 組織の設置	7
3 各種施策	8
(1) いじめの防止	8
(2) いじめの早期発見	8
(3) いじめへの対応	8
(4) いじめの解消とは	9
(5) いじめが起きた集団への働きかけ	9
(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	9
保護者の役割	9
市民の役割	9
重大事態への対処	10
1 重大事態の発生と調査	10
(1) 重大事態の意味	10
(2) 重大事態を認知した場合の対応	10

(3) 調査主体	10
(4) 調査について	10
(5) 調査を行うための組織	11
(6) その他の留意事項	11
(7) 情報提供及び調査結果の報告	11
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	11
(1) 再調査	11
(2) 再調査の実施方法	11
(3) 再調査の結果を踏まえた支援等	11
第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項	11
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12
1 調査結果等の資料の保存について	12
2 市いじめ防止基本方針の見直しについて	12
3 その他の留意事項	12

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

* いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参照。

このことから、個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。児童生徒によっては、いじめを受けていることを相談しにくい気持ちや、気づいてほしいという思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することが大切である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する事案であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに他の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、すぐにいじめを行った者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を取り戻した場合においては、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に相談をし、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校組織として情報共有することは必要である。

いじめの認知は、特定の教職員ではなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用することとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、全ての児童生徒が「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気を持つなど、一人一人の人権意識と道徳性を高めていくことが必要である。いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の不断の努力でいじめ問題克服を目指さなければならない。

○ 鴨川市いじめ防止対策推進条例

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であ

ることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市いじめ防止基本方針は、上記基本理念を実現するため、以下の事項を目的とする。

- いじめの防止等のための対策については、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら社会全体で進める。
- 法及び条例により規定されたいじめの防止等のための対策を推進するための基本事項を定めることにより、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためには、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、それぞれの役割を自覚し、実行することが大切である。

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、鴨川市立小中学校（以下「市立学校」という。）、千葉地方務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長及び教育委員会により構成される鴨川市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施するとともにいじめについて専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）を設置する。対策調査会は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する識見を有する者又は教育委員会が必要と認める者で構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

いじめの防止、早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援及びいじめを行った者等に対する適切な指導と支援を行うため、スクールカウンセラーの配置等いじめに関する通報や相談体制の充実、学校、保護者、地域住民その他関係機関の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

(2) いじめの防止及び早期発見

ア 市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道徳教育や人権教育等の指導体制が、系統的・機能的に組織されているかを確認し、指導する。また、体験的な活動が全ての学年において効果的・計画的に実施されているか確認し、指導する。

イ 市立学校の生徒指導に関する会議や研修会等に積極的に参加し、具体的な施策等についての指導・支援を行う。

ウ 定期的に生徒指導担当者会議を開催し、市立学校間の情報交換及び研修会を実施する。

エ 定期的ないじめ調査や聞き取り調査等を実施し、交友関係や人間関係、いじめの実態を把握する。

オ 長期欠席児童生徒に対する月例調査を実施し、不登校などの長期欠席の状況を把握し、児童生徒の欠席の背景を分析する。

カ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないように、気軽に相談できる体制を市立学校に整えるとともに、相談機関について各家庭に周知させる。

キ 就学前において、自己肯定感を高め自信を持たせたり、また、他者を尊重することを学ぶことにより、いじめの未然防止につながる事が期待される。市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、いじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、市立学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について必要があると認めるときは自ら調査を行う。

イ 教育委員会は、市立学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

ア いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対

応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

イ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、市立学校での適切な指導・支援やいじめを受けた者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、いじめの防止等のための対策について、当該市立学校の実情に応じ、市立学校いじめ防止基本方針を定める。策定した市立学校いじめ防止基本方針については、市立学校のホームページなどで公開する。

また、市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見、事案対処のマニュアルの実行、定期的、必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえた改善に取り組むよう努めなければならない。

2 組織の設置

市立学校は、複数の教職員によって構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策組織」という。）を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的知識を有する者の参加を求める。

また、当該組織は、市立学校いじめ防止基本方針を見直し、市立学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認や必要に応じた計画の見直しなど、市立学校のいじめ防止等の取組について、P D C Aサイクル（計画 Plan - 実行 Do - 評価 Check - 改善 Action）で検証する。学校いじめ防止対策組織の役割は、以下のとおりである。

- 市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集・共有と記録を行う役割
- いじめを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要である。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、また、対応不要であると個人で判断せずに、全て当該組織に報告・相談しなければならない。この報告は、法第23条に規定されている義務であり、報告を行わないことは法律違反となる。当該組織は集められた情報を確実かつ適切に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが重要である。

3 各種施策

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも起こり得るということを踏まえ、市立学校はいじめの防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、道徳科の授業はもとより、児童会・生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

さらに、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

○ 館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室を開催するとともに、人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を促す。

○ 児童会・生徒会を中心に「いじめ撲滅宣言」等への取組を実施する。

＊ 豊かな人間関係づくり実践プログラム

千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、豊かな人間関係づくり事業の一環で、児童生徒のコミュニケーション能力の育成のために作成したプログラム。

○ いじめが生まれる背景には様々な要因があるが、特に、次のような事情がある児童生徒に対しては、教職員の正しい理解が必要である。

- ・ 障害のある児童生徒
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
- ・ 保護者が外国人である児童生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・ 災害や事故により被災し、避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、全教職員が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。そして教職員一人一人の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く鋭く保つ必要がある。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を守り通すことを最優先とする。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を図ることを目的とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。

(4) いじめの解消とは

いじめは、単にいじめを行った者からいじめを受けた者への謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめの解消」とは少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

イ いじめを受けた者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた者が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導するとともに、安心して伝えられる態勢を整える。また、同調していた児童生徒には、それらの行為はいじめに加担している行為であることを理解させる。

なお、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き観察を行い、心のケアや指導を継続して行うとともに、全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

インターネットや携帯電話を利用して行われるいじめに対しては、千葉県「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど、早期発見・早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

保護者の役割

- 1 保護者は、保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように必要な指導を行う。
- 2 保護者は、保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先する。いじめの認知については、児童生徒が保護者に心配をかけたくないなどと考え、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠す場合がある点に十分に留意する。

市民の役割

- 1 市民は、いじめの問題を社会全体に関する課題であるとして、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行い、安心して過ごすことができる風土づくりに努める。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が、重大事態の案件の調査主体を行うときは、対策調査会を活用し、対策調査会長が会議を招集する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。これらの情報の提供に当たっては、市立学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものとし、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施することとする。

この場合の第三者とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教職員・警察官経験者など外部専門家の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進める。

なお、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、広く周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施する。

市いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

鴨川市いじめ防止基本方針【概要版】（最終改定 平成31年3月）

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめが絶対に許されない行為であることを認識し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関との連携強化を図るため設置する。市立学校、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長等により構成する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施するとともに、専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として設置し、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する識見を有する者等により構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

- ・スクールカウンセラーの配置等の相談体制の充実
- ・学校、保護者、地域住民等の連携の強化、体制の整備

(2) いじめの防止及び早期発見

- ・市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道徳教育、人権教育等の指導体制を確認し、指導する。
- ・市立学校の生徒指導に関する会議、研修等に積極的に参加し、指導・支援する。
- ・定期的にいじめ調査等を実施し、交友関係や人間関係などのいじめの実態を把握する。
- ・いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないように、気軽に相談できる体制を整え、相談機関について各家庭に周知を図る。
- ・市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。

(3) 人材の確保及び資質の向上

教職員の研修を充実させ、資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報等により啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

いじめの防止と効果的な対処ができるよう関係機関と連携して、資料等を配布するなど啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

対策の実施状況等について、調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

教育委員会は、市立学校からいじめの報告を受けたときは、必要な支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、必要があると認めるときは自ら調査を行う。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

関係機関との連携の下、被害児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては、事情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的な指導及び支援するための必要な措置を講ずる。

なお、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校の実情に応じて定め、ホームページなどで公開する。また、市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

2 組織の設置

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的な知識を有する者の参加を求める。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、また、対応不要であると個人で判断せずに、全て当該組織に報告・相談しなければならない。当該組織は集められた情報を確実かつ適切に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが重要である。

3 各種施策

(1) いじめの防止

心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、道徳科の授業はもとより、児童会・生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

○ いじめが生まれる背景には様々な要因があるが、特に、次のような事情がある児童生徒に対しては、教職員の正しい理解が必要である。

- ・ 障害のある児童生徒
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
- ・ 保護者が外国人である児童生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

・災害や事故により被災し、避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に対応する。そのためには、教職員の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒との信頼関係の構築に努める。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を最優先に保護し、状態に応じた継続的な指導・支援を行う。また、加害児童生徒に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(4) いじめの解消とは

いじめは、単にいじめを行った者からいじめを受けた者への謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめの解消」とは少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

イ いじめを受けた者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた者が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。いじめが解消したとみられる場合でも、心のケアや指導を継続的に行う。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

千葉県「ネットパトロール事業」等から情報を得るなど、早期発見、早期対応に努める。

保護者の役割

保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように、必要な指導に努める。

いじめを受けた場合は、生命及び心身を保護することを最優先する。

市民の役割

いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行う。もし、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられたときは、市、学校、その他の関係機関に情報を提供するように努める。

重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などを想定する。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに

開くとともに、教育委員会に連絡し、いじめを受けた者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。その後、重大事態と認められる場合、教育委員会は、市長に報告するとともに、県教育委員会に情報を提供する。

(3) 調査主体

教育委員会は、調査主体を市立学校にするか、教育委員会にするかを判断する。

なお、従前の経緯や児童生徒又は保護者が望む場合は、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査について

事実関係を明確にするため、国のいじめ防止等のための基本的な方針の内容により調査を実施する。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が調査主体に当たるときは、対策調査会を活用する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して出席停止措置の活用、就学校の指定の変更等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を情報提供する。

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

結果報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を行う。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家等の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進めるとともに、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施し、内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

令和7年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

令和8年1月16日（金）午後3時から
鴨川市役所天津小湊支所3階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 蒔苗 茂 教育長

3 各委員の紹介（委員名簿）

4 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について（説明：事務局）

5 報告及び情報交換

（1）今年度の市内小中学校のいじめの状況について（学校教育課から）

（2）自校のいじめ未然防止の取組及びいじめ問題等の現状について
（各小中学校から）

6 質 疑

（1）いじめ防止等の対策について

（2）その他

7 助 言

（1）千葉地方法務局館山支局から

（2）君津児童相談所から

（3）鴨川警察署生活安全課から

（4）子ども支援課から

（5）家庭教育指導員から

（6）市小中校長会から

（7）学校教育課から

8 諸 連 絡

9 閉 会

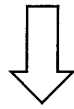
令和7年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 委員名簿

	分野	所属
1	関係行政機関	千葉地方法務局館山支局
2		君津児童相談所
3		鴨川警察署
4	市職員	子ども支援課
5		学校教育課
6		生涯学習課
7	学校教職員	鴨川市小中校長会
8		鴨川市立江見小学校
9		鴨川市立鴨川小学校
10		鴨川市立東条小学校
11		鴨川市立西条小学校
12		鴨川市立田原小学校
13		鴨川市立天津小湊小学校
14		鴨川市立長狭小学校
15		鴨川市立長狭中学校
16		鴨川市立鴨川中学校
17		鴨川市立安房東中学校

事務局 学校教育課

4 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年文部科学省)に基づき



「鴨川市いじめ防止対策推進条例」と「鴨川市いじめ防止基本方針」を策定

○いじめ防止に向けて、市内各小中学校と関係機関の連携強化を図る

○平成 28 年度から行われている会議(今年度で 10 年目)

※「鴨川市いじめ防止基本方針」(平成 31 年度 3 月に改定)

5 報告及び情報交換

(1) 今年度の市内小中学校のいじめの新規認知件数について(学校教育課から)

① 1 学期のいじめの認知件数 小学校: 88 件 中学校: 11 件

2 学期のいじめの認知件数 小学校: 73 件 中学校: 4 件

② いじめの態様について

小学校では、「冷やかしやからかい、悪口や叩かれる」という行為が多い。低学年では、児童同士の「悪口やからかい」、高学年になるにつれて「無視や避ける」という行為が増加している傾向。

中学校では、「冷やかしやからかい、悪口や SNS での中傷」という行為が多い。

小中ともに、相手の気持ちを考えた言動ができないことから起こっている内容が多い。

③ いじめの認知について

各学校では、以前は悪ふざけの範囲内と考えていたふざけ合いもいじめと認知し、その多くは解消に向かっている。

認知につながるものの多くは、アンケート調査、学級担任やスクールカウンセラーを中心とした面談。また、全職員で児童生徒を見守る体制をとっているため、子どもたちの些細な変化に気づけている。

④ 市の取組について

1、2 学期ともに市内全小中学校の生徒指導会議に教育事務所の川島スクールソーシャルワーカースーパーバイザー(SSWSV)、鴨川市担当の上野スクールソーシャルワーカー(SSW)、市生徒指導担当指導主事の 3 名で参加。

(2) 自校のいじめ未然防止の取組及びいじめ問題等の現状について

(各小中学校から)

鴨川市いじめ状況調査結果【年度別】

R4
小学校

1学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	11	11	8	5	25	10
解消観察	0	2	1	0	0	2
経過観察	11	7	6	4	23	8
継続指導	0	2	1	1	2	0

2学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	8	3	9	13	8	4
解消観察	0	0	0	1	0	1
経過観察	6	3	7	9	4	1
継続指導	2	0	2	3	4	2

3学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	2	3	7	4	11	2
解消観察	0	0	0	0	0	0
経過観察	2	3	6	4	10	2
継続指導	0	0	1	0	1	0

R4認知件数	144
--------	-----

R5
小学校

1学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	6	13	22	11	15	6
解消観察	0	0	1	1	1	0
経過観察	5	12	18	10	11	5
継続指導	1	1	3	0	3	1

2学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	4	17	16	18	7	15
解消観察	0	1	0	1	0	1
経過観察	4	16	16	11	7	12
継続指導	0	0	0	6	0	2

3学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	10	7	21	4	9	3
解消観察	0	0	0	0	0	0
経過観察	5	1	20	3	7	0
継続指導	5	6	1	1	2	3

R5認知件数	204
--------	-----

R6
小学校

1学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	9	13	12	20	11	11
解消観察	0	0	0	0	1	0
経過観察	9	12	12	20	9	8
継続指導	0	1	0	0	1	3

2学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	10	14	12	10	3	8
解消観察	0	0	0	0	0	0
経過観察	10	13	12	10	3	7
継続指導	0	1	0	0	0	1

3学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	11	9	13	7	2	1
解消観察	0	0	0	0	0	0
経過観察	11	9	13	7	2	1
継続指導	0	0	0	0	0	0

R6認知件数	176
--------	-----

R4
中学校

1学期	1年	2年	3年
認知	7	2	1
解消観察	0	1	0
経過観察	4	0	1
継続指導	3	1	0

2学期	1年	2年	3年
認知	2	1	0
解消観察	0	0	0
経過観察	2	1	0
継続指導	0	0	0

3学期	1年	2年	3年
認知	2	0	0
解消観察	0	0	0
経過観察	2	0	0
継続指導	0	0	0

R4認知件数	15
小中	159

R5
中学校

1学期	1年	2年	3年
認知	0	1	0
解消観察	0	0	0
経過観察	0	0	0
継続指導	0	1	0

2学期	1年	2年	3年
認知	0	1	0
解消観察	0	0	0
経過観察	0	1	0
継続指導	0	0	0

3学期	1年	2年	3年
認知	1	1	0
解消観察	0	0	0
経過観察	1	0	0
継続指導	0	1	0

R5認知件数	4
小中	208

R6
中学校

1学期	1年	2年	3年
認知	0	1	4
解消観察	0	0	2
経過観察	0	0	2
継続指導	0	1	0

2学期	1年	2年	3年
認知	6	0	2
解消観察	1	0	0
経過観察	3	0	1
継続指導	2	0	1

3学期	1年	2年	3年
認知	0	2	1
解消観察	0	1	0
経過観察	0	1	1
継続指導	0	0	0

R6認知件数	16
小中	192

